

公立大学法人京都市立芸術大学職員の休職等に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成26年10月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）その他別に定めるもののほか、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学の職員の休職、降給、降任及び免職に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）

(2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員（降任、免職及び休職の手続）

第2条 理事長は、次の各号に掲げる場合においては、医師2名以上を指定してあらかじめ診断を行わせることができる。

(1) 就業規則第12条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任させる場合

(2) 就業規則第14条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を休職させる場合

(3) 就業規則第22条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を解雇する場合

2 職員の意に反する降任、免職及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 休職の期間は、就業規則第14条第1項第2号の規定に該当する場合を除き、3年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、3年に満たない休職の期間を定めた場合においては、その休職発令の日から引続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 理事長は、前項の規定による休職の期間中であつてもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命ずるものとする。

3 就業規則第14条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、休職の期間中、別段の定めがあるもののほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第5条 就業規則第22条第1項第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予せられた者については、情状により、解雇しないものとするができる。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。